

奈良県告示第二百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に基づく貸付金の償還金に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 弁護士法人ブレインハート法律事務所

所在地 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 新国際ビル四階

三 委託事務の取扱期間

令和二年五月八日から令和五年三月二十日まで